平成２２年度 花博記念協会助成金 応募要項

財団法人国際花と緑の博覧会記念協会は、１９９０年（平成２年）に大阪・鶴見緑地で開催された国際花と緑の博覧会の基本理念「自然と人間との共生」の継承発展・普及啓発につながる研究開発や諸活動等を支援し、潤いのある豊かな社会の創造に寄与することを目的として、以下により平成２２年度に実施する助成事業の公募を行います。

１．助成の対象

１）対象分野

国際花と緑の博覧会の基本理念である「自然と人間との共生」の継承発展または普及啓発に資する事業であって、生命の象徴としての「花と緑」に関連する広汎な分野において、科学技術または文化の発展または交流に寄与するものを対象としています。

２）事業区分

⑴ 調査研究開発

ア）調査研究

- 植物や鳥、昆虫などの生き物の分布、生態、分類などに関する調査研究
- 生活文化の中に取り入れられた植物に関する調査研究
- 国内外の日本庭園や花卉園芸などに関する調査研究
- 上記のような調査研究に関する国際・国内シンポジウム、講演会　　など

イ）技術開発

- 先進的、効果的な都市緑化に関する技術開発
- 緑化樹木や花卉の品質向上、生産・流通に関する技術開発　　など

⑵ 活動・行催事

ア）活動

- 植物や鳥、昆虫などの生き物の保全、育成に関する活動
- 市民による花と緑の地域づくりに関して、全国的にも好例となるような活動　　など

イ）行催事

- 花と緑の効果的な普及啓発につながるイベント
- 地域に特有な自然環境の保全、育成に関するセミナー　　など

３）応募対象者

⑴ **公益法人**（財団法人、社団法人など）

⑵ **特定非営利活動法人**（ＮＰＯ）

⑶ **人格なき社団のうち非収益団体で代表者の定めがあるもの**

（研究グループ、実行委員会、活動クラブ、友の会、ボランティア団体など）

※日本国内に活動の場を有する団体であること。

※応募しようとする事業の実施者であること。

※営利を目的とせず、公益性を有する事業を実施する団体であること。

※応募しようとする事業に至るまでの同種または類似の活動実績を過去２年以上有している団体であること。

※特定の政治、思想、宗教等の活動を主たる目的とした団体でないこと。

※暴力団でないこと、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

４）事業の実施場所

原則として日本国内とします。

５）助成対象の事業実施期間

平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日までの任意の期間

６）助成金

⑴助成する金額

助成金額は、事業の実施に要するすべての費用のうち**助成の対象となる経費の２分の１以内**とし、事業区分に応じて次のとおりとします。

・調査研究開発：一件当たり１００万円以内

・活動・行催事：一件当たり５０万円以内

⑵助成の対象となる経費

・謝金（外部講師、専門家などへの謝礼）

・旅費（事業実施者、外部講師などの関係者の旅費・宿泊費）

・備品費（事業の実施に直接必要な機材などの購入費）

・消耗品費（事業の実施に直接必要な事務用品、消耗品、写真代など）

・賃金（**申請団体の会員以外**で、事業の実施にあたって作業する者などへの支払い）

・使用料（会場などの借上料、機材のレンタル料など）

・印刷製本費（報告書、ポスターなどの作成費）

・通信運搬費（宅配料金、切手代など）

⑶助成の対象とならない経費

・事務局管理費（申請団体の会員の人件費、事務所借上料など）

・その他（飲食費、備品の修理費、建物・施設の修繕費など）

２．応募の手続き

１）提出書類

「花博記念協会助成金交付要望書（様式１）」に必要事項を記入し、添付書類（様式１の 10 に記載）とともに当協会宛てに送付してください。

「花博記念協会助成金交付要望書」は、協会まで請求するか、協会ホームページよりダウンロードしてください。

URL：http://www.expo90.jp/main/zyosei.html

要望書及び添付書類の提出部数は各１部とし、Ａ４サイズで揃えてください。

２）提出方法

簡易書留郵便など、安全かつ確実な方法で当協会あてに提出してください。書類が届いていない場合の責任は負いかねますのでご注意下さい。

なお、提出書類などは返却いたしません。

また、提出書類の内容について、問合せをする場合がありますので、必ず控えを作成してください。

３）受付期間

平成２１年１０月１３日（火）～平成２１年１１月２４日（火）（当日消印有効）

３．審査及び助成先の決定について

１）審査

有識者で構成する助成事業審査会を設置し、以下の審査を行います。

(1) １２月～翌年１月　提出書類にもとづく一次審査を行い、二次審査対象団体を選出します。

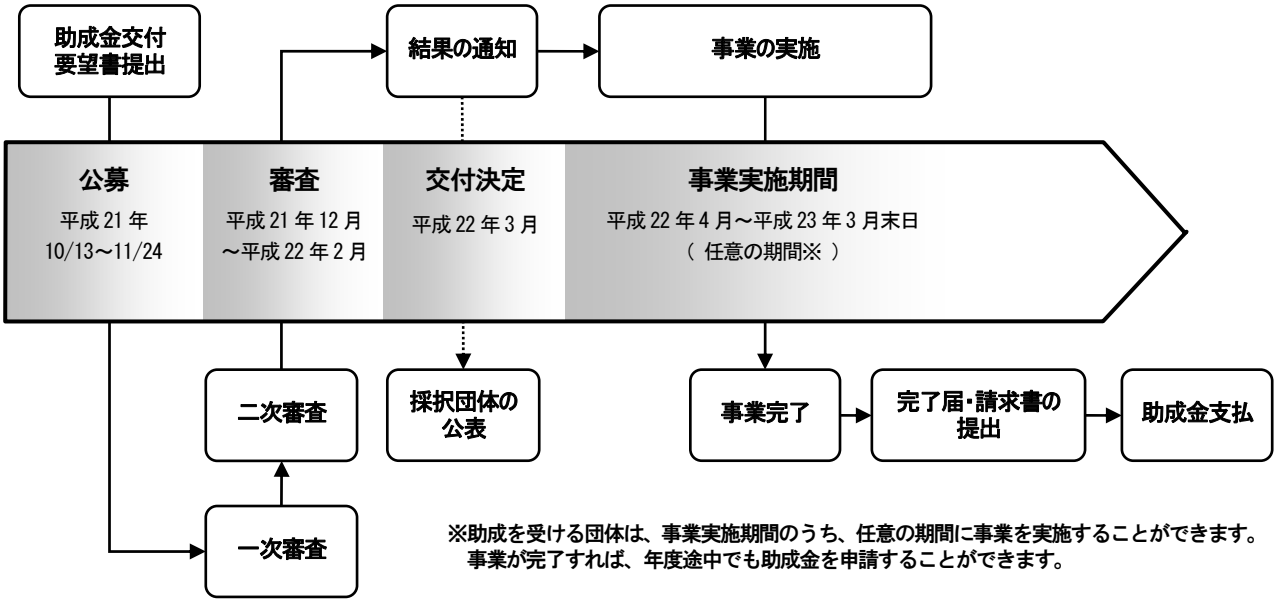
(2) 翌年２月　プレゼンテーションにもとづく二次審査を行い、助成対象団体を決定します。

必要に応じ提出書類の内容について問い合わせをすることがあります。

２）採否の通知

一次審査結果については１月下旬（予定）、二次審査結果については３月下旬（予定）に通知いたします。

審査経過の内容および採否決定の理由についてのお問い合せには応じかねます。



４．その他

(1) 助成金の交付は、原則として事業完了後の「精算払い」となります。

(2) 事業の実施にあたっては、掲出物、印刷物、資料、看板などに「財団法人国際花と緑の博覧会記念協会助成事業」であることを表示してください。

(3) 助成金を交付することとなった事業については､助成対象団体の名称および所在地､事業名、事業の概要などを当協会のホームページに掲載いたします。また事業完了後、成果の概要などを当協会のホームページに掲載します。

(4) 平成１９年度より３ヵ年度連続して助成対象となった事業または団体について、平成２２年度は応募を受け付けることができません。